

人質立てこもり事件への対処について（通達）

〔 令 6.3.1 丙捜一発第9号、丙備三発第10号、警察庁刑事局長、警察庁  
警備局長から各地方機関の長、各都道府県警察の長あて 〕

（概要）

人質立てこもり事件への対応について、その基本方針を示し、対応に遺漏のないようにするよう指示したもの。